

飯田中学 創立118周年

記念事業

飯田高等学校支援教育振興基金規約

第1条 「飯田高等学校支援教育振興基金」(以下、基金といふ)は、飯田高校独立100周年の輝かしい歴史を記念し21世紀を目指した母校の教育振興と発展に寄与することを目的に設立し、必要な支援活動を行うものとする。

第2条 基金の活動内容は、以下のとおりとする。

- (1) 学校で整備(県予算)できない施設、物品等の供与
- (2) クラブ活動に対する助成
- (3) その他、管理運営委員会が必要と認める事業補助

第3条 寄付者は、在校生、卒業生、並びに本目的に賛同する個人、団体、法人とする。

第4条 基金は、賛助金と同金の運用益で運営するものとする。

2 基金は、確実な方法で管理運営しなければならない。

第5条 本基金を運用するため管理運営委員会(以下、委員会といふ)を設置し、次の役職員を置きその任にあたるものとする。

- (1) 委員長 兼会務を統括し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長の事故あるときはこれに代わる。
- (3) 委員 本基金の事業の推進にあたる。
- (4) 監事 会計を監査する。
- (5) 事務局員 底務、会計に従事する。

(会員に対する助言を行う。なお、議決権を有しない。)

第6条 委員の構成と選出は、以下のとおりとする。

- (1) 飯田高等学校同窓会 4名 うち、2名は委員長と会計。
- (2) " P T A 2名 うち、1名は副委員長
- (3) 飯田高等学校 2名
- (4) 委員は、各団体が推せんするものとする。又委員の任期は定めない。
- (5) 役職員の報酬は、無償とする。但し、交通費については、県旅費条例等を適用できるものとする。

第7条 委員会は委員長が召集する。

2 委員会は、3分の2以上の出席により開催し、全会一致とする。

第8条 基金の交付を申請する者は、文書によって申請するものとする。

- 2 前項の申請を受理した委員会は、20日以内に決定通知するものとする。
- 3 交付を決定した後、委員会はその利用状況等を調査することができる。又交付を受けた者はその調査等に協力しなければならない。

第9条 事務局は、飯田高等学校同窓会事務局内に置き、次のことを行うものとする。

- (1) 賛助金の受領、基金目的等の広報(同窓会報)並びに交付申請書の受付。
- (2) 会計報告は、年1回委員会に行い承認を得るものとする。

付 則

本規約の改廃は、委員会で決定できるものとする。

本規約は、平成11年12月1日より施行する。

管理運営規定

交付対象は、申請1件につき10万円以上の物件とする。

申請方法

交付申請は、校長とすること。

一 会員のひとこと

教育振興基金は 一億円規模で

我が母校が創立百周年を迎えること、同窓会員の皆様がこれまでの教育振興基金に貢献してくださったこと、感謝の意を表すとともに、今後もこの基金を活用して、より多くの学生が、より多くの知識と経験を積んで、より多くの可能性を持つことができるよう、努力してまいります。

より多くの方々が、この基金を活用して、より多くの学生が、より多くの知識と経験を積んで、より多くの可能性を持つことができるよう、努力してまいります。

